令和２年規程第６号

○横浜商科大学履修規程

［令和２年３月30日制定］

改正　令和６年２月24日　令和７年２月22日

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　履修及び単位（第２条－第１０条）
第３章　学修の評価（第１１条－第２２条）
第４章　単位認定（第２３条－第３０条）
第５章　雑則（第３１条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、横浜商科大学学則（以下「学則」という。）第３章の規定に基づき、横浜商科大学（以下「本学」という。）において開講する授業科目（以下「科目」という。）の履修について必要な事項を定める。

第２章　履修及び単位

（開講科目）

第２条　本学で開講する科目及び配当学年は、学則別表第１（以下「教育課程表」という。）に定める。

（科目の履修登録）

第３条　学生は、学則第１０条により、定められた期日までに原則として商大Web情報システムを使用し、その学期に履修しようとするすべての科目の履修登録をしなければならない。

２　教育課程表で在学する学年より上位学年に配当された科目は、履修することができない。

３　学生の履修登録が本人の都合によらず完了しない場合、学務本部学生総合支援部教務課（以下「教務課」という。）は、学生に代わり登録を行うことができる。

４　第１項及び第３項により登録した科目の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむ

を得ない事情により登録した科目を履修できない場合、商学部長は、登録した科目の変更を認めることができる。

５　学科、履修年次又はクラスが指定された科目については、時間割等で指定された事項に従い履修するものとする。ただし、科目を担当する教育職員（以下「科目担当者」という。）が変更を認めた場合は、この限りではない。

６　同一科目を同一学期に重複して履修することはできない。ただし、教育課程表又は授業時間割表において指示する特定の科目については、この限りでない。

７　単位を修得した科目は、再度履修することはできない。

８　学期の途中で学籍の異動が生じた場合、当該学期の履修及び成績評価は、無効とする。

９　履修に関する他の事項については、学則、教育課程表及び授業時間割表に定める方法によるものとする。

（履修登録単位数の制限）

第４条　学生は、学則第１２条第２項で定める履修上限単位数の範囲で履修登録することができる。

２　商学部長は、前項の定めにかかわらず、時間割運営に支障があると認めたとき、教務専門部会の議を経て、履修上限単位数を超えて登録できる科目を指定することができる。

３　商学部長は、直前の学期において一定以上の成績を収めた学生について、教務専門部会の議を経て、履修上限単位数を超える履修登録を認めることができる。

４　前３項の対象となる成績の基準等については、別に定める。

（履修者数の調整）

第５条　授業の性質上、履修人数の制限を設ける場合、商学部長は、教務専門部会の議を経て、制限人数を決定することができる。

２　すべての履修希望者の受入れが難しい場合、履修者の選抜を行うことができる。

（開講科目の調整）

第６条　履修希望者が教室の収容定員を超えた場合又は前条で定める上限人数を超えた科目について、商学部長は、教室の変更、追加開講等により、開講科目の調整を行うことができる。

（科目の開講条件）

第７条　商学部長は、原則として履修登録者が５名以上の科目について、授業を開講する。

（単位算定基準）

第８条　科目の単位算定は、１単位の科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。ただし、卒業論文、卒業研究等の科目について、学修の

成果を評価して単位を付与することが適切であると認められる場合は、この限りではない。

２　講義、演習、実験、実習又は実技のうち、２種類以上の方法の併用により授業を行う場合、その組合せに応じて、前項に規定する基準を考慮して１単位とする。

３　科目担当者は、授業の出席により学修時間を満たすことができない者に対し、事前及び事後の学修時間を別途設けることで、定められた時間数を満たすことができる。

（卒業に関わる単位の修得要件）

第９条　科目担当者は、第３条、第８条及び第１６条の要件を満たした者に所定の単位を付与する。

２　学生は、次の各号に掲げる科目から所定の単位数を修得するものとする。卒業に必要な単位数は、教育課程表及び別表第１で定める。

(1) 必修科目　卒業要件として単位を修得しなければならない科目

(2) 選択科目　該当する科目群から選択し所定の単位数を修得しなければならない科目

(3) 選択必修科目　前号で定める科目群から指定する単位を必ず修得しなければならない科目

３　２０２４年度に入学した学生は、別表第１を適用し、前項第３号の要件を満たすにあたり、学部自由選択科目群及び学科自由選択科目について、次の各号で定める要件を満たさなければならない。

(1) 学生は、学部共通科目について、総合基礎科目又は学部専門科目で修得した単位のうち、当該科目群の卒業要件を満たした上で、その要件を超えて修得した単位を学部自由選択科目の修得単位として、卒業要件の単位に充当することができる。

(2) 学生は、当該学生が所属する学科の学科科目について、必修科目を除く学科基本科目又は学科専門科目で修得した単位のうち、当該科目群の卒業要件を満たした上で、その要件を超えて修得した単位を学科自由選択科目の修得単位として、卒業要件の単位に充当することができる。

４　２０１９年度以前に入学した学生は、当該学生に適用される学則に基づいて卒業要件を定める。

（外国人留学生対象科目）

第１０条　外国人留学生は、所属する学科において留学生対象科目として設置されている科目の単位を修得しなければならない。

第３章　学修の評価

（学修の評価）

第１１条　学修の評価は、定期試験（以下「試験」という。）により行うものとする。ただし、担当者は、科目の特性を考慮し、他の方法をもって試験に代えることができる。

（試験）

第１２条　試験は、授業内又は学期末の試験期間中に行うものとする。

２　試験の結果により成績を付与する科目は、受験しなければ成績を付与することができない。

３　学生は、履修登録をした科目の試験のみ受験することができる。ただし、当該学期の学費及び受託徴収金の未納者は、受験することができない。

（試験の実施）

第１３条　試験は、次のとおり実施する。

(1) 試験期間中の試験時間割は、学期毎に設定し、教務専門部会の議を経て試験実施要領（以下「実施要領」という。）とともに発表する。授業内で行う試験の実施については、原則として実施要領を基に担当者が定める。

(2) 試験を受験する学生は、学生証を携帯しなければならない。ただし、教務課で仮受験票を交付された学生は、受験を許可するものとする。

(3) 答案用紙に学籍番号及び氏名の記入のない答案は、無効とする。学籍番号及び氏名は、ペン又はボールペンを使用し、記入するものとする。

(4) 試験開始２０分経過後は、試験室への入室を認めない。試験開始後３０分が経過するまでは、退室を認めない。

(5) 試験開始後は、棄権を認めない。

(6) その他の事項については、試験監督者の指示によるものとする。

（追試験）

第１４条　追試験は、次の各号で定める理由により試験を受験できなかった学生を対象に実施する。追試験の受験を希望する学生は、学期ごとに示す期日内に追試験願（様式１）及び次の各号に掲げる欠席理由を証明する書類等を添えて、教務課に提出し商学部長の許可を得なければならない。

(1) 病気又は負傷（医療機関発行の診断書）

(2) 三親等以内の親族の死亡又は葬儀（死亡診断書の写し又は葬儀日程が分かる会葬礼状等の印刷物等）

(3) 公共交通機関の事故、故障等による不通又は遅延（交通機関発行の証明書等）

(4) 大学の代表として出場する競技会等への出場（大会のプログラム等）

(5) 就職採用試験（受験先の証明書等）

(6) 災害の発生（それを証明する関係書類等）

(7) その他、教務専門部会長が認めたとき

２　商学部長の不在等により許可又は不許可の判断ができないとき、教務専門部会長は、教務専門部会の議を経て、これを決定することができる。

３　追試験の受験料は、１科目につき 1,000 円とし、申請時に納付するものとする。

４　実技、実習、研究指導等に係る科目については、追試験を実施しない。また、追試験を欠席した者に対して、再度追試験は、実施しない。

５　追試験の成績評価は、原則として７９点以下とし、別表第２に定める成績のうち「B」以下とする。

６　追試験の実施については、第１３条の定めに準ずる。

（不正行為）

第１５条　第１２条及び第１４条に定める試験において不正行為を行った学生に対しては、学則第５０条の規定に基づき処分を行う。

（成績評価）

第１６条　科目担当者は、履修登録し、第８条で定めた基準を満たした学生を点数で評価し、成績を付与する。

２　成績は、１００点を満点として６０点以上を合格とし、別表第２のとおり表記する。

３　学則第１７条に定める修得単位は、単位認定科目として取扱い、成績表記は、「R」とする。

４　合格点を得た科目について、学生は、再度履修して成績を修正することはできない。

５　成績は、日時を定めて発表し、学生に通知する。また、保証人には、学期末に単位修得状況表を通知する。

（疑義申立て）

第１７条　学生は、成績評価が不適当と考えるとき、教務課を通じて疑義の申立てを行うことができる。

（GPA）

第１８条　本学は、学則第１３条第３項で定めるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）及びグレードポイントトータル（以下「GPT」）を学生の学修意欲の向上及び適切な修学指導に資するために用いる。

２　GPA 及び GPT は、前項で定める目的のほか、学生の修学実績の把握、経済支援等の選考指標、教育内容の改善のための組織的な研修等に活用する。

（GPA の算出方法）

第１９条　GPA 及び GPT は、別表第２のグレード・ポイント（以下「GP」という。）を次の各号に掲げる方法で算出するものとする。ただし、算出された数値は、小数点以下第３位の値を四捨五入する。

(1) 当該学期における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学期 GPA」という。）

$$学期\ GPA=\frac{（当該学期に履修登録した科目の単位数×当該科目の\ GP）の総和}{当該学期の履修登録単位数}$$

(2) 当該学年における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学年 GPA」という。）

$$学年\ GPA=\frac{（当該学年に履修登録した科目の単位数×当該科目の\ GP）の総和}{当該学年の履修登録単位数}$$

(3) 在学中全期間の学修の状況及び成果を示す指標（以下「通算 GPA」という。）

$$通算\ GPA=\frac{（在学期間に履修登録した科目の単位数×当該科目の\ GP）の総和}{在学全期間の履修登録単位数}$$

(4) 履修科目の成績合計値を示す指標（以下「GPT」という。）

GPT=（履修科目の単位数　×　当該科目の GP）の総和

（対象科目）

第２０条　前条で定める GPA 算出の対象は、学生または大学によりその期に履修登録が行われたすべての科目とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる科目は、GPA 算出の対象外とする。

(1)「R」をもって評価される科目

(2) 商学部長が指定する科目

（GPA 算出期日の取扱い）

第２１条　GPA の算出は、教務課が学期ごとに指定した成績登録締切日までに確定した成績に基づいて行う。

（成績評価の公表）

第２２条　商学部長は、成績評価について、学部全体の目標を定めた上で、その達成状況を公表することができる。

第４章　単位認定

（教育課程で定める授業以外の単位認定）

第２３条　次の各号で定める資格及び単位（以下「資格等」という。）は、６０単位を上限に本学の教育課程で修得した単位として単位認定を行うことができる。

(1) 本学が指定する資格

(2) 高大連携教育の一環として本学が指定した高等学校で修得した単位

(3) 日本国内及び海外の協定等を締結した大学で修得した単位

(4) 編入学生、転入学生及び学士入学生（以下「編入学生等」という。）が本学へ入学する前に修得した単位

２　前項により単位認定を希望する学生は、所定の期日までに教務課へ申請するものとする。

３　商学部長は、教務専門部会の議を経て、前項により申請された単位の認定を行う。

（資格取得による単位認定）

第２４条　前条第１項第１号で定める資格及びその修得単位数は、別表第４のとおりとする。

２　単位認定を申請する者は、合格証等の原本を教務課へ提示しなければならない。

（高大連携教育による単位認定）

第２５条　第２３条第１項第２号で定める単位認定の科目及びその方法は、本学と高等学校との間で締結する高大連携教育に関する協定書等で定めるものとする。

（協定等による単位認定）

第２６条　次の各号に掲げる協定を利用して日本国内の他大学で修得した単位は、本学の教育課程で修得した単位として認定することができる。

(1) 横浜市内大学間学術・教育交流協議会の会員校間で締結した単位互換に関する協定

(2) 横浜商科大学と札幌国際大学との単位互換に関する協定

(3) 横浜商科大学と名桜大学との単位互換に関する協定

(4) 横浜商科大学と放送大学との間における単位互換に関する協定

２　前項により認定する単位については、別表第３で定める。

（海外協定大学での交換留学等で修得した単位認定）

第２７条　次の各号に掲げる協定を利用して海外協定校で修得した単位は、本学の教育課程で修得した単位として認定することができる。

(1) 日本国横浜商科大学・中国北京第二外国語学院学術文化交流に関する協定

(2) AGREEMENT FOR ACADEMIC AND CULTURAL EXCHANGE BETWEEN YOKOHAMA COLLEG OF COMMRCE AND UNIVERSITY OF PITTSBURGH AT BRADFOROD

(3) Agreement for Academic and Cultural Exchange between Hoshschschule für angewandte Wissenschaften – Fashhochschule Kempten and Yokohama College of Commerce

２　前項に定める単位認定については、横浜商科大学海外協定校への交換留学による修得単位の認定要領で定める。

（海外協定による交換留学等で受入れた学生の単位認定）

第２８条　前条第１項で定める協定による交換留学等で受入れた学生の単位認定及び成績の付与は、この規程の定めに準ずる。

（編入学生の単位認定）

第２９条　編入学生等が本学へ入学する前に修得している単位は、入学時までに単位認定を行う。

２　編入学生の単位認定については、横浜商科大学編入学生修得単位認定要領で定める。

（海外研修の取扱）

第３０条　学生は、別表第５に掲げる科目を履修し、海外研修に参加することにより、単位認定を受けることができる。

２　前項で定める科目は、第４条に定める履修登録制限外とする。

３　商学部長は、第１項に定める科目のうち履修登録者が一定数に達した科目を開講する。

４　学生が修得した単位は、海外研修先の国が同じ場合一度のみ認定を受けることができる。

５　留学生は、母国で実施する海外研修の科目を履修することができない。

６　第 1 項で定める科目の履修登録をしていない学生が海外研修の参加を希望した場合、商学部長は、参加を認めることができる。

第５章　雑則

（改廃）

第３１条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

２　前項の規定に基づき改廃の決定をするとき、理事長は、あらかじめ学長の意見を聴取するものとする。

附　則

１　この規程は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

２　この規程の制定に伴い、横浜商科大学履修規程（平成 7 年 9 月 27 日制定）は、廃止する。

附　則（令和 6 年 2 月 24 日規程第 11 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 7 年 2 月 22 日規程第 6 号）

この規程は、令和 7 年 2 月 22 日から施行する。

別表第１（第９条関係）

2025 年度以降入学生

学部共通科目	全学科共通	68 単位以上	大学基盤科目群	10 単位　(10)
			実効型実践科目群	24 単位　(8)
			総合コミュニケーション科目群	12 単位　(0)
			総合教養基盤科目群	22 単位　(2)
学科専門科目	商学科	56 単位以上	専門基盤科目	14 単位　(14)
			学科深化・発展科目	42 単位　(0)
	観光マネジメント学科		専門基盤科目	12 単位　(12)
			学科深化・発展科目	44 単位　(0)
	経営情報学科 スポーツマネジメントコース		専門基盤科目	18 単位　(18)
			学科深化・発展科目	38 単位　(0)
	経営情報学科 情報マネジメントコース		専門基盤科目	14 単位　(14)
			学科深化・発展科目	42 単位　(0)

※（ ）内は必修科目単位数を示す。

2024 年度以前入学生

商学科 観光マネジメント学科 経営情報学科情報マネジメントコース	学部共通科目	76 単位以上	社会力基礎科目		24 単位　(24)
			総合基礎科目		10 単位　(0)
			学部基礎科目		18 単位　(18)
			学部専門科目		14 単位　(0)
			学部自由選択科目		10 単位　(0)
	学科科目	48 単位以上	学科基本科目	商学科	16 単位　(0)
				観光マネジメント学科、経営情報学科情報マネジメントコース	16 単位　(8)
			学科専門科目		20 単位　(0)
			学科自由選択科目		12 単位　(0)

経営情報学科 スポーツマネジメントコース	学部共通科目	80 単位以上	社会力基礎科目	24 単位　(24)
			総合基礎科目	14 単位　(4)
			学部基礎科目	18 単位　(18)
			学部専門科目	14 単位　(0)
			学部自由選択科目	10 単位　(0)
	学科科目	44 単位以上	学科基本科目	12 単位　(4)
			学科専門科目	20 単位　(0)
			学科自由選択科目	12 単位　(0)

※（ ）内は必修科目単位数を示す。

別表第２（第 14 条関係）

評語		GP	素点
秀	A＋	4	100 点以下 90 点以上
優	A	3	90 点未満 80 点以上
良	B	2	80 点未満 70 点以上
可	C	1	70 点未満 60 点以上
不可	F	0	60 点未満
評価不能	W	0	出席不良、受験放棄等

別表第３(第２５条関係)

制度名	大学・学部名等	単位互換の対象科目	本学での単位認定	各制度における本学での認定上限単位数(通算)	卒業要件
横浜市内単位互換制度	各年度横浜市内学術教育交流協議会より、指定される大学の学部	各年度同協議会より、提示される科目	原則として、各成績提示先より示された素点が 60 点以上で、且つ、付与された単位数	12（20）	原則として学部共通科目の総合基礎科目又は学部専門科目
横浜商科大学と札幌国際大学との単位互換に関する協定書	札幌国際大学	同制度により、国内留学生として、履修を認められた科目		12（20）	
横浜商科大学と名桜大学との単位互換に関する協定書	名桜大学			国内留学における同大学の履修制限数	
横浜商科大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書	放送大学	同大学より、毎年度提示される科目		12　(20)	

別表第４（第 24 条関係）

対象となる学生	対象資格	単位認定科目	認定単位数の合計
2024 年度以前入学生	日商簿記 3 級	初級簿記 1（2） 初級簿記 2（2）	4
	日商簿記 2 級（全商簿記 2 級、全経簿記 2 級を含む）	初級簿記 1（2） 初級簿記 2（2） 中級簿記（4）	8
	IT パスポート試験	アプリ制作（2）	2
	基本情報処理技術者試験	モバイルアプリ開発の基礎（2） モバイルアプリ開発演習（2）	4
2025 年度以降入学生	日商簿記 3 級	初級簿記 1（2） 初級簿記 2（2）	4
	日商簿記 2 級（全商簿記 2 級、全経簿記 2 級を含む）	初級簿記 1（2） 初級簿記 2（2） 中級簿記（4）	8
	IT パスポート試験	報機器活用（2）	2
	基本情報処理技術者試験	プログラミング基礎（2） データ構造とアルゴリズム（2）	4

別表第 5（第 30 条関係）

対象となる学生	科目名称	備考
2024 年度以前入学生	国際理解 A 国際理解 B 国際理解 C 国際理解 D	
2025 年度以降入学生	海外研修 A 海外研修 B	

様式　1

No.

追　試　験　願

発行日：　　年　　月　　日

横浜商科大学学長　殿

所　　属　　商学部　　学科

学籍番号

氏　名（自署）

事　　由

上記の事由により、下記の試験科目について欠席しましたので、追試験の受験を許可されたく、お願いします。

No.	月/日	時限	科　目　名	担当者	No.	月/日	時限	科　目　名	担当者
1					7				
2					8				
3					9				
4					10				
5					11				
6					12				

添付書類：　1．　　診断書　2．　　証明書　3．事由書　　申込科目数：　　科目

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・✂　(切り取線)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

学生控

No.

追　試　験　願

発行日：　　年　　月　　日

学籍番号	
氏名	
所属	

合計	円	申込数	科目	受験料	円